

空間除菌二酸化塩素を利用した空間除菌を標ぼうするグッズ販売業者17社に対する景品表示法に基づく措置命令について

昨日、消費者庁から指摘されました表題の件についての報道に関して、皆様にお知らせ申し上げます。

今回消費者庁より業務改善の是正処置を受けた17社の中には、弊社が商品提供させていただいているエンプロイ社製の空間除菌ブロッカーの商品群(首下げタイプ、置き型タイプ、除菌スプレー)は含まれておりませんでしたのでお知らせいたします。

今回の消費者庁の指摘は、空間除菌商品のウェブサイト等での広告表現に関するものであり、製品自体の性能(二酸化塩素のウィルス除去・除菌・消臭効果効能)について効果がないという問題を指摘したものではありません。

実際の利用環境は一般家庭やオフィスなど広さや喚起回数、設置場所などの利用環境により異なるため、すべての環境下であたかも効果を発揮するといった広告表現が是正の対象となっております。

エンプロイ社では商品パッケージやウェブサイト上での表現に関して薬事法、景品表示法のガイドラインに沿った表現を徹底しており、消費者庁からの是正処置の対象外となっております。

またエンプロイ社のエビデンスでは二酸化塩素分子には空間中のウィルスや菌を除去し、カビの生育を抑制し、消臭する働きがあることを確認しております。しかしながら今回消費者庁より指摘のあった合理的なエビデンスを提示するためにも今後も、実製品による一般住居空間等での検証を繰り返し、その結果をもとに分かりやすく誤解のない広告表現を行ってまいります。